

非違行為の根絶に向けて

～教え子や家族を悲しませないために～

[改訂版]

平成 29 年（2017 年）11 月

長野県教育委員会

非違行為の根絶に向けて 目次

はじめに	1
I 懲戒処分事例	3
II 懲戒処分事案の詳細な経緯等	16
III 非違行為がもたらす悪影響	26
IV 懲戒処分による給与等への影響	28
V 非違行為を防ぐポイント	29
VI ワークショップのための演習事例	37
(参考) 懲戒処分等の指針	44

はじめに

平成 24 年度に入り、教員によるわいせつ行為などの重大な非違行為が相次いだことから、平成 24 年 7 月に「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」を設置し、教職員の非違行為を根絶するための抜本的な対応策について検討が行われ、平成 25 年 3 月に提言として取りまとめられました。長野県教育委員会は、この提言に基づき、平成 25 年 7 月に「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」を策定し、教職員による非違行為の根絶に全力で取り組んでいます。

しかし、こうした取組を進めている最中にも、複数の教員が逮捕されるなど重大な非違行為が発生しており、大変憂慮すべき状況にあります。その原因の一つとして、非違行為を起こす教職員が、本県で起こった非違行為やそれによって計り知れない重大な悪影響が生じていることを他人事と考え、自分のこととしてとらえていない面があることが懸念されています。

今回、実際に生じた事例を参考にしながら、懲戒処分等の事例集を作成しました。ここでは、非違行為が及ぼす様々な影響や、非違行為を防ぐポイントなどをまとめています。「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」など、これまでの資料と併せて校内研修等で御活用いただき、非違行為が発生しにくい校内環境を整えるとともに、教職員の皆さん一人ひとりが非違行為と真剣に向き合い、自らは絶対に非違行為を起こさないという思いを新たにしていただけることを切に願います。

本書に掲載している事例は、他県のものを含め、実際の複数の懲戒処分の事例を参考に作成したもので、実際の事例ではありません。

改訂にあたって

県教育委員会では、平成 25 年 7 月に「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」を策定し、平成 26 年 3 月には「非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために～」(懲戒処分等の事例集)を作成するなど、教職員による非違行為の根絶に取り組んできました。

その結果、非違行為による懲戒処分件数は減少してきており、一定の成果が見られています。

しかしながら、平成 28 年度に教職員によるわいせつな行為事案が多く発生し、児童・生徒や保護者をはじめとする県民の学校教育に対する信頼が大きく揺らいだところです。

あわせて近年、本県においては、体罰や兼職兼業などの不祥事案が発生しているほか、パワーハラスメントが疑われる事案も発生しています。

については、新たに懲戒処分の事例を盛り込んだほか、わいせつと体罰を中心に、ワークショップのための演習事例を追加した上で、本事例集を改訂することとしました。

各学校においては、本事例集を活用して、校内研修を実施するとともに、全教職員が自分ごととして考え、わいせつな行為などの不祥事根絶に向け、服務規律の遵守に努めていただくよう強く願っています。

平成 29 年 11 月 長野県教育委員会

教職員の非違行為により、教え子や学校、家族だけでなく、事案の相手方(被害者)にも多大な被害を与えることから「相手のこと」も考え合う研修事例として活用してください。

I 懲戒処分の事例

【事例1（児童買春）】

A教諭は、インターネットの出会い系サイトで知り合った18歳未満の女性に現金を渡して買春行為をし、児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。

◎処分内容：免職

■原因・背景・予兆として考えられること

- A教諭は以前から出会い系サイトを利用して複数の女性と知り合い、現金を渡して買春行為をしていた。
- 担任するクラスの学級経営がうまくいかず、また家庭でのトラブルもあるなど、悩みを抱えストレスを感じていたが、周囲に相談できずにいた。

■当該教諭の心情・反省等

- その時だけはストレスを忘れられるため、やめることができなかった。話の内容から相手は高校生だと分かっていたが、自分の行動を止められなかった。
- 逮捕されて、自分が犯した過ちの大きさに気付いた。クラスの子どもたちを傷つけ、同僚の先生にも迷惑を掛けてしまい、おわびのしようもない。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- クラスの子どもたちは大きなショックを受け、大人を信用できなくなった子どももいた。
- 逮捕を受けて、全校集会、保護者説明会を開催し、案件について説明をした。
- 逮捕当日の夜、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。
- 在校生の心のケアのため、カウンセラーが派遣された。
- A教諭の自宅だけでなく、学校も家宅捜索を受け、A教諭が使用していたパソコン、携帯電話などが押収された。
- 教育委員会や学校に対し、保護者や一般の方々から電話やメールで多くの厳しい意見が寄せられた。また、連日、報道機関の対応に追われるなど、教育活動に大きな影響が出た。

<本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、A教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。加えて、インターネット上のサイトにも氏名や住所が掲載された。
- 略式起訴され、罰金50万円が科された。
- 妻が子どもを連れて家を出た。その後、離婚することとなり、家族を失った。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

■どう対処すればよかったですか（29ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例2（盗撮）】

B教諭は、スマートフォンのカメラを用いて繰り返し女性のスカートの中を盗撮し、県の迷惑防止条例違反の容疑で逮捕された。

◎処分内容：免職

■原因・背景・予兆として考えられること

- B教諭は、インターネットの盗撮サイトの画像や、その中の「簡単にできる」「絶対にバレない」という書き込みを見ているうちに、自分もやってみたいと思うようになった。
- 何度も風俗店を利用するなど、性についてのモラルが低かった。
- B教諭は、学校で周囲と打ち解けず、孤立しがちだった。

■当該教諭の心情・反省等

- 盗撮サイトを見ているうちに、自分もスリル感や満足感を味わいたくなった。犯罪であることは分かっていたが、発見されなければいいと思い、繰り返し行ってしまった。
- 取り押さえられた時は頭の中が真っ白になり、すべてが終わったと感じた。自分の名前が新聞に載っているのを見て、二度と教壇に立つことはできないと思った。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- クラスの子どもたちは大きなショックを受けた。女子の中には自分も盗撮されていたのではないかと不安を感じ、おびえる者もいた。
- 逮捕を受けて、全校集会、保護者説明会を開催し、案件について説明をした。
- 逮捕の翌日、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。
- 在校生の心のケアのため、カウンセラーが派遣された。
- B教諭の自宅だけでなく、学校も家宅捜索を受け、B教諭が使用していたパソコン・スマートフォンなどが押収された。
- 逮捕されていたB教諭に代わり、校長が被害者宅を訪れ、謝罪した。

<本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、B教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。
- 略式起訴され、罰金30万円が科された。
- B教諭の住所や家族の氏名などもインターネット上のサイトに掲載された。B教諭の子どもは学校に通うことができなくなり、転居を余儀なくされた。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（29ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例3（盗撮）】

C教諭は、学校内で女子生徒の裸をビデオカメラで撮ったとして児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。

◎処分内容：免職

■原因・背景・予兆として考えられること

- C教諭は、土曜日午後に行われた数学検定後、研究室で数学の補習をしようと女子生徒に勧め、補習終了後、C教諭が担当している水泳部の新しい水着を選ぶためと嘘を言い、研究室に保管していた数種類の水着を着るように指示した。
- C教諭は、研究室で女子生徒が着替えている場には立ち会わず、女子生徒が着替える様子を、予め設置しておいたビデオカメラで隠し撮りした。
- 教職員は業務を職員室で行うことが原則であったが、C教諭だけは研究室で業務を行っていたため、研究室を専用部屋のように使用することとなり、水着の保管、ビデオカメラの設置、児童ポルノデータを保存する私物のパソコンの持ち込みが可能となった。

■当該教諭の心情・反省等

- なぜ、このようなことをしてしまったのか、自分でもわからない。魔がさしてしまった。
- 研究室にて一人で仕事をしている中で盗撮のことを考えるようになり、頭から離れなくなった。倫理観が麻痺してしまった。職員室で仕事をするようにと言われていたことの意味が分かった。もっと早くわかっていたら…。と後悔していた。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- C教諭逮捕の翌日、学校名・C教諭の氏名等は、被害者を保護するため公表しなかったことから報道されなかったが、市教育委員会の記者会見の様子が新聞やテレビで報道され、保護者等から問い合わせがあった。
- 釈放後から懲戒処分までの間、C教諭は自宅で謹慎した。その間のC教諭の授業は同僚の教員2人が分担して行った。
- 校長は、C教諭の懲戒処分に関わり、「教職員は業務を職員室で行うことが原則」という校内の申し合わせを徹底できなかったため、管理監督責任者として懲戒処分を受けた。

<本人への影響>

- C教諭宅の周囲に報道関係者が来て、自宅等の撮影、取材を行った。C教諭と家族は、自宅に住んでいられない状態になったため、しばらくの間ホテルや親戚の家を転々とした。
- 略式起訴され、罰金50万円が科され、女子生徒への慰謝料として100万円を支払った。
- 県教育委員会から懲戒処分を受け、退職金は無くなり、教育職員免許は失効した。被害者保護のためC教諭の実名は公表されなかったが、その後、ネット上に、盗撮した加害者ではないかとする憶測の情報が流れ、同教諭の氏名が掲載された。

■どう対処すればよかったですでしょうか（30ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例4（わいせつな行為）】

D教諭は、所属校の女子生徒から相談を受けていたが、次第にソーシャルメディアやメールで連絡を取り合うようになった。その後、頻りに校外で会うようになり、県外へドライブに出かけ、一緒に宿泊した。その際、D教諭は当該生徒と性的な関係を持ったため、当該県の青少年健全育成条例違反の容疑で逮捕された。

◎処分内容：免職

■原因・背景・予兆として考えられること

- 生徒との私的なソーシャルメディア（ライン等）やメールのやり取りは禁じられていたにもかかわらず、相談に応じているうちに私的なメールのやり取りが多くなった。
- 当該生徒は、進学や家庭の問題など深刻な悩みを、熱心に聞いてくれるD教諭にしか相談しなかったため、1対1での指導が多くなった。
- D教諭は、当該生徒からプレゼントなどを頻りにもらっていた。

■当該教諭の心情・反省等

- 当該生徒の深刻な相談を受けているうちに、何とか力になりたいと思うようになった。生徒と教諭という間柄であることは分かっていたが、当該生徒が自分に好意を寄せていると知っていたため、性的な関係を持ってしまった。自分の考えが甘かった。
- 自分がしてしまったことの重大さを感じている。生徒や保護者の信頼を裏切り、校長先生をはじめ各方面に迷惑をお掛けし、本当に申し訳ない。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 全校集会、保護者説明会を開催し、案件について説明をした。クラスの生徒たちは非常にショックを受けた様子のもいた。保護者からは、学校の管理体制などについて、厳しい意見や質問が相次いだ。
- 逮捕の翌日、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。
- 生徒のケアのため、カウンセラーが派遣された。

<本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、D教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。
- 釈放後、校長と共に当該女子生徒の保護者に謝罪したが、理解は得られなかった。
- 略式起訴され、罰金30万円が科された。
- 家族の信用を失った結果、妻と離婚し、子どもとも離れて暮らすことになった。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（31 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例5（ストーカー行為）】

E教諭は、担任する生徒について保護者から相談を受けているうちに、保護者が自分に異性として好意を寄せていると思い込み、保護者が拒んでいるにもかかわらず、交際を求めるメールを再三にわたり送るなどした。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- 生徒についての相談に際し、「担任の先生に悪い印象を持たれたくない」という思いから出た保護者の愛想を、自分に対する好意と思い込んでいた。そのため、保護者の遠回しな拒絶についても、「本気で嫌がっているわけではない」と都合よく解釈していた。
- E教諭は、私用の携帯電話で保護者と電話やメールのやり取りをする傾向があった。
- 再三にわたり校内研修等を受けていたが、「自分が非違行為など行うはずがない」と考え、非違行為防止を自分の問題として捉えていなかった。

■当該教諭の心情・反省等

- 保護者の方を大きく傷つけてしまい、本当に申し訳ない。また、自分の行為により、地域と学校との信頼関係にも傷をつけてしまった。非常に情けない行為で、同僚や他の保護者、生徒にも合わせる顔がない。非違行為によってこれほど多くのものを失うことに、これまで気付かなかった。
- 自分の妻や子どもを裏切るような行為をしてしまい、とても後悔している。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 保護者説明会や全校集会を開催して説明した後、E教諭はクラス担任をX教諭と交替した。これにより、X教諭が元々担当していた校務に大きな影響が出た。
- 被害に遭った保護者は、精神的苦痛から体調を崩してしまった。
- 被害に遭った保護者は、E教諭の退職を校長に強く訴えた。

<本人への影響>

- ストーカー規制法違反の可能性があるため、警察の事情聴取を受けた。
- 被害に遭った保護者に対し、慰謝料を支払った。
- 家族の信用を失った結果、妻子と別居した。また、学校に居づらくなり、定年前に退職することとなった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（31 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例6（個人情報の紛失等）】

F教諭は、学習教材を作成するため、データをUSBメモリに保存して帰宅する途中、立ち寄ったスーパーマーケットの駐車場で車上荒らしに遭い、USBメモリを盗まれた。USBメモリには、担任している生徒の中間テストの点数等の個人情報が保存されており、数日後インターネットのサイトに生徒の氏名と中間テストの点数が掲載された。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- 買い物等をする際、F教諭は普段からかばんを自家用車の助手席に置いていた。当日もUSBメモリを入れたかばんを助手席に置いたまま、施錠していた。
- F教諭は、これまでもたびたび校務や指導に関するデータをUSBメモリに保存して自宅に持ち帰っていたが、個人情報を校外に持ち出すことについて、校長の承認等必要な手続きを経ていなかった。
- USBメモリに保存されていた中間テストの点数等は、以前成績の取りまとめをするために保存したもので、使用后削除していなかった。また、ファイルを開く際のパスワードの設定など、セキュリティ対策を一切していなかった。

■当該教諭の心情・反省等

- テストの点数等は、通知表を作成する際にも使用するため、削除せずにいた。校外に持ち出す際には手続きが必要なことは知っていたが、面倒なので、つい怠ってしまった。
- これまで校外に持ち出したデータを紛失したことがなかったので、大丈夫だと思っていた。また、普段から車内にかばんを置いて施錠していたが、盗難に遭ったことはなかったので、かばんがなくなっているのを発見した時は「まさか」という思いだった。
- 自分の不注意で個人情報が盗まれ流出してしまい、生徒や保護者に申し訳ない。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- F教諭は校長と共にクラスの生徒全員の自宅を訪れ、謝罪した。保護者の中には、情報管理に対する認識の甘さについて、不安を訴える方もいた。
- 情報流出防止のため、盗難に遭った事実を教育委員会が公表した。数日後、インターネットのサイトに個人情報が掲載されたため、その情報の削除のための手続きや、報道機関の取材対応に追われ、教育活動に支障を来した。

<本人への影響>

- サイトの個人情報は削除されたが、他へ流出していないかとの不安が続いている。

■どう対処すればよかったですでしょうか（32 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例7（暴言等）】

G教諭は、部活動の練習中や試合中にミス等をした複数の生徒に対して暴言を発した。

また、生徒の胸ぐらを掴んで押し、背中が壁に当たるところまで追いやり、生徒の頭を壁にぶつける体罰を行った。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- 最近の練習試合等では結果が出ておらず、勝つことにこだわっていた。
- 大会での活躍を望む保護者が多く、またG教諭はこれまでも同様の指導方法により何度か地区大会で優勝していたため、この程度の指導は許されると思っていた。
- 生徒の取組に変化が見えなかったため、常にイライラしながら指導し、全力でプレーしようとしめない生徒の責任を迫りしよとしてばかりいた。また、厳しさを生徒の本気を出させようとする自分の指導の限界を感じていた。
- 練習の際、頻りに体育館からG教諭の怒鳴り声が聞こえていたが、実績を残していたため、周囲の教職員は注意することができなかった。

■当該教諭の心情・反省等

- 自分自身が学生の時に暴言等を伴う指導を受け、それを乗り越えることにより成長できたという意識があったため、暴言等についての考え方が甘くなっていた。生徒の気持ちを汲んだりせず、自分本位な考えで暴言等を発したために、生徒の心身を傷つけてしまい申し訳ない。とても後悔している。
- 生徒は自分を信頼し、付いてきてくれていると思っていたが、自分を恐れて指導に従っていただけであったことが分かり、これまで築いてきたことがすべて崩れていった。
- 厳しく練習することで、生徒に自信をつけてもらいたいと思って指導していたが、振り返ってみると、生徒が頑張ろうという気持ちを大切にしている指導が欠けていた。
- 部活動の指導を生きがいとしてきたのに、自分の行為のせいで指導ができなくなってしまった。これまでの自分の指導を反省し、部員のためになる指導はどうあるべきか考えていきたい。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 事案発覚後、校長とG教諭は暴言や体罰を受けた部員の自宅を訪れ、本人と保護者に謝罪するとともに、部活動の保護者会を臨時で開催し、当該事案及びこれまでのG教諭の指導方法について説明し、謝罪した。

<本人への影響>

- G教諭は当該部活動の顧問から外れた。
- 減給期間中は、自分の子どもの就学のための預金を取り崩して生活費を確保した。

■どう対処すればよかったですでしょうか（33 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例8（体罰）】

H教諭は、自分が担任する生徒の学校での生活態度についての指導中、態度が悪いことに腹を立て、カッとなって生徒の襟首をつかみ、頬を平手で叩いた。その際、生徒は倒れてひざを打ち、打撲を負った。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- H教諭は、生活態度について指導する際などに声を荒らげることがあるため、生徒の間では厳しい教諭として知られており、生徒たちはやむなく指導に従っていた。
- 当該生徒が服装や髪形が乱れていることについて、H教諭は再三にわたって指導を行ってきており、指導を受けた直後は改善されるが、しばらくたつとまた元に戻るということが繰り返されてきた。
- 体罰が行われた際は、前日に染色した髪を元に戻すよう指導したにもかかわらず、当該生徒はそのままの髪で登校し、さらにH教諭に反抗的な態度をとっていた。

■当該教諭の心情・反省等

- 反抗的な態度をとられた瞬間、カッとなって我を忘れてしまい、気が付いたら生徒が倒れていた。その時の感情にまかせて体罰を行い、けがまでさせてしまい、当該生徒には本当に済まないことをした。
- これまで当該生徒のためを思って指導し、信頼関係も築けていると考えていたが、自ら信頼関係を壊すような行為をしてしまった。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 事案発覚後、H教諭は校長と共に体罰を受けた生徒の自宅を訪れ、本人と保護者に謝罪するとともに、クラスの保護者に対して当該事案を説明し、謝罪した。
- しばらくの間、クラスの指導は副担任が行うこととなった。
- 体罰によるけがは日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とならないため、保護者から学校に対し、治療費が請求された。
- 処分公表後、県教育委員会に対し取材があり、一部の新聞で報道された。

<本人への影響>

- 一部の保護者から指導方法について抗議を受けた。
- 生徒に対し自信を持って指導できなくなった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（33 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例9（酒気帯び運転）】

I 教諭は、金曜日の業務終了後、同僚と居酒屋で翌日の午前0時頃まで飲酒し、運転代行を利用して帰宅するため、運転代行業者に電話をした。しかし、電話がつながらず手配できなかったため、居酒屋近くの駐車場に停めてあった自家用車の中で仮眠をした。午前3時頃に目が覚めた際、酔いがさめたと感じ、自家用車を運転して帰宅する途中、物損事故を起こし警察官の取り調べを受けた。その際、酒の臭いがしたため、呼気検査が行われて呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。

◎処分内容：免職

■原因・背景・予兆として考えられること

- 当日は大きな行事の打ち上げ会で、無事に終えられた満足感、行事が終わった解放感から、普段よりも多くの量の飲酒をした。
- 翌日、自家用車で出掛ける予定があったため、学校から居酒屋近くの駐車場まで自家用車で行き、帰宅時には運転代行を利用するつもりだったが、週末で運転代行業者に電話がつながらず手配できなかったため、自家用車の中で寝てしまった。
- 飲酒運転についての校内研修において、休憩後も体内にアルコールが残る場合があることを学んでいたにもかかわらず、感覚だけで酔いがさめたと判断し、運転をした。

■当該教諭の心情・反省等

- 自分の不注意で教壇を去らなければならなくなってしまった。受験前の大事な時期に担任が替わることになってしまい、クラスの生徒たちに申し訳ない。
- 自分が起こしたのは物損事故だったが、一歩間違えば人をはね、死亡させていたかもしれないと思うと、自分の認識の甘さ、軽率さを痛感した。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 保護者説明会や全校集会を開催して説明した後、I 教諭はクラス担任を別の教諭と交替した。受験前の時期であり、生徒の中には動揺する者もいた。
- 逮捕当日の午後、教育委員会と校長が公表ガイドラインに基づく処分前公表として記者会見を行い、謝罪した。

<本人への影響>

- 逮捕時に実名が公表されたため、I 教諭の氏名がテレビ・新聞等で報道された。
- 道路交通法違反で起訴され、罰金30万円と運転免許停止90日間の処分が科された。
- 懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（34 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例 10（スピード違反）】

J 教諭は、部活動の大会に出場する生徒の引率業務のため、公用で自家用車を運転中、一般道において速度違反取締り中の警察官に停止を求められ、35km/h の速度超過により検挙された。

◎処分内容：戒告

■原因・背景・予兆として考えられること

- 当日は部活動の大会に出場する生徒を自家用車に同乗させ、大会の会場に向かっていたが、生徒の 1 人が集合時間に遅れたことにより予定よりも遅い出発となったため、大会の開会式に間に合わない可能性があった。
- J 教諭はこれまでいわゆる無事故・無違反で、自分を交通法規の遵守について特に注意を払っている優良ドライバーであると思っていた。

■当該教諭の心情・反省等

- 運転していた時は、予定の時間に出発できなかったことについてのイライラした気持ちと、開会式に何とか間に合わなければいけない焦りの気持ちで冷静さを欠いていた。警察官に停止を求められるまで、それほどスピードを出しているという認識がなかった。
- 生徒が同乗しており、より安全に注意して運転しなければならない中、スピード違反をしまい、交通安全についての認識が足りなかったと反省している。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- J 教諭は校長と共に、同乗していた生徒の自宅を訪れ、保護者に謝罪した。
- 取締りを受けたために開会式だけでなく監督会議にも出席できなくなり、またそのことで生徒が動揺し、当該大会では実力を発揮できず、成績が振るわなかった。

<本人への影響>

- 30 日間の運転免許停止処分を受けた。
- 簡易裁判を受け、7 万円の罰金を言い渡された。
- 部活動の生徒引率や出張等の際に、自家用車の公務使用ができなくなった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（34 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例 11（兼職兼業）】

K教諭は、営利企業等従事許可申請を行うことなく、勤務日以外に水泳のコーチとして従事し、報酬を得ていた。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- 校長や同僚は、ボランティアで水泳のコーチをしていると思っていた。
- K教諭の子どもは、K教諭がもともとボランティアをしているスイミングクラブに加入していた。
- K教諭は、学校の勤務に支障がない土日の活動であったため、営利企業等従事許可申請は必要ないと誤った認識をしていた。

■当該教諭の心情・反省等

- スイミングクラブの方や地域の方からの誘いがあり、地域貢献もしたいという気持ちもあったことから、むしろボランティアでも良いから水泳の指導をしたいと思っていた。
- スイミングクラブの方に無報酬で良い旨を一旦は伝えたが、他の指導員との並びもあるので報酬を受け取って欲しいと再度申入れがあり、安易に受諾してしまった。
- 報酬については、昼食代や交通費の程度の認識しかなく、法に抵触するという自覚は全くなかった。社会通念の希薄さや不勉強さによって、不祥事を起こしてしまったと反省している。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 教育公務員としての信頼を傷つけ、県庁に県民からの苦情電話が複数あった。
- スイミングクラブに迷惑をかけてしまったことが原因で、子どもはスイミングクラブを辞めてしまった。

<本人への影響>

- 減給の影響により、一時的に生活が苦しくなった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（35 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

【事例 12 (パワーハラスメント)】

L教諭は、新任教諭の指導力を伸ばすため、大声で怒鳴る等の叱責を継続的に行った。また、生徒や他の教諭の前で人格を否定する発言を度々行っていた。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- L教諭は、前任の学校でも新任教諭に対し「お前はどうしようもない」「無能だ」などと他の教職員の前で叱責していた。
- 部下や同僚に厳しく、上司に対しては自己主張を抑えていたような感じだった。また、新任教諭に指導しても、指示どおり仕事をやらないと腹が立って、物に当たることがあった。
- 生徒や他の教職員の前で人格を否定された新任教諭は、寂しそうな顔で黙って下を向いていた。

■当該教諭の心情・反省等

- この程度なら問題はないと思い込んでしまい、感情にまかせひどいことを言ってしまった。
- 厳しく叱ることは、愛情の裏返しという自分勝手な思い込みで指導をしてしまった。
- 今、新任教諭が多少傷ついても、厳しく指導することが将来の新任教諭のためになると思っていた。
- 新任教諭から拒否や抗議がなかったため、全く問題だとは考えなかった。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 周囲の教職員は、その行為を見聞きすることで、仕事への意欲が低下し、職場全体の雰囲気が悪くなってしまった。
- 生徒たちの間で「L教諭は、新任教諭に対して、度々大声で叱責している。」と噂話が広まってしまった。
- 新任教諭は学校へ来ることができなくなった。

<本人への影響>

- 子どもから話を聞いた保護者からL教諭の指導方法について指摘する電話があった。
- L教諭は、新任教諭や同僚に対して、自信を持って指導できなくなった。

■どう対処すればよかったですのでしょうか (35 ページに非違行為を防ぐポイントを記載)

<本人は・・・>

<チーム (校長・同僚) は・・・>

【事例 13（ソーシャルメディア）】

M教諭は、自分のスマートフォンを使用し、勤務時間中にソーシャルメディア上で生徒の答案を公開するとともに、生徒の保護者を中傷するような不適切な発言を繰り返し、学校の信頼を傷つけた。

◎処分内容：減給

■原因・背景・予兆として考えられること

- M教諭は、自信の顔写真のほか本名の一部をハンドルネームとして使用し、ソーシャルメディア（フェイスブックやツイッター等）上で趣味を中心にプライベートな内容を投稿していた。
- 社会見学や遠足の時には、自分のスマートフォンを使用して写真を撮っていた。
- M教諭は、目立ちたがり屋で職場の飲み会などでは自慢話をするなど自己の存在をアピールしていた。

■当該教諭の心情・反省等

- 仕事に対するプレッシャーやストレスがあり、常に仕事を上手くこなしたいという気持ちがあった。
- 親しい友人だけが閲覧できるものだと思っていたので、面白がって大げさに投稿してしまった。しかし、閲覧制限が設けられておらず、結果的に不特定多数の人が見ることができるようになってしまい申し訳なかった。
- 友人に仕事の内容を伝えたいという欲求や学校の活動を広めたかったとの思いがあった。

■事案による影響等

<学校等周囲への影響>

- 学校活動の内容を一部投稿していたため、保護者からの指摘で事例が発覚した。
- 学校側は、全保護者に対して説明会を開催した。
- 県教育委員会は、緊急に県内すべての学校へ、同様のことがないか調査するよう指示した。

<本人への影響>

- 学級担任から外れてしまい、学校に居づらくなった。

■どう対処すればよかったですでしょうか（36 ページに非違行為を防ぐポイントを記載）

<本人は・・・>

<チーム（校長・同僚）は・・・>

II 懲戒処分事案の詳細な経緯等

1-1 事案の概要

被処分者A教諭は、平成 25 年 4 月から 6 月にかけて、男子バレーボール部の顧問として部活動の指導をする場面で、練習中の気合いが足りない等の理由で、6 人の部員に対して頬を平手で叩く、ボールをぶつける等の体罰を行い、3 人の部員に鼻骨の骨折などのけがを負わせた。なお、この事案は県教育委員会や報道各社への匿名の方からの投書で同年 6 月 6 日(木)に明らかになった。

1-2 該当職員・処分内容

公立中学校（B市立C中学校）A教諭（男性） 停職 2 月

1-3 事案の経緯等

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6 月 6 日 (木)	<p>□校長から部活動指導中の体罰について聞き取りを受け、体罰をしたことを認めるが、詳細については忘れていたこともあり、部分的に部員やE教諭の話と食い違っている。</p> <p>□校長から 2 度目の聞き取りを受ける。詳細について忘れていた部分は、部員やE教諭の話から思い出す。校長からの指導を受ける。</p>	<p>□C中学校におけるA教諭の体罰について、B市教育委員会と新聞社から学校に事実確認の電話がある。校長は、事案を把握していないため至急事実確認を行うと回答。</p> <p>□臨時教務学年主任会を開催し、A教諭の体罰事案についての実事確認に関する調査計画等を確認する。</p> <p>□A教諭から部活動における体罰について事実確認の聞き取りを行う。</p> <p>□男子バレーボール部の部員全員と顧問のE教諭からA教諭の体罰について、事実確認の聞き取りを行う。</p> <p>□聞き取った内容をまとめ、話の食い違いを明らかにする。</p> <p>□部員やE教諭の話と食い違っている部分を中心に、A教諭から 2 度目の聞き取りを行う。A教諭の話と部員やE教諭の話がほぼ一致する。校長からA教諭に体罰に関わる指導を行う。</p>	<p>□C中学校におけるA教諭の体罰について、匿名の投書が寄せられたため、県教育委員会はB市教育委員会に事実確認の依頼をし、B市教育委員会はC中学校に事実確認を指示する。</p> <p>□県教育委員会、B市教育委員会は報道各社からのC中学校での体罰事案に関わる照会について、事実確認中との回答を行う。</p>

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6 月 6 日 (木)	<p>□ 臨時職員会議で体罰について説明し、謝罪する。</p> <p>□ 体罰被害の部員の家庭訪問を行い、体罰に関わる説明と謝罪を行う。</p>	<p>□ 校長はB市教育委員会に事実確認の結果を口頭で報告し、男子バレーボール部保護者会、1年〇組保護者会（A教諭が学級担任）、全校保護者説明会及び記者会見（処分前公表）の実施について打合せを行う。</p> <p>□ 臨時教務学年主任会を開き、今後の方針や臨時職員会議、全校保護者説明会等についての計画を立てる。</p> <p>□ 臨時職員会議を開き、A教諭の体罰事案について説明し、今後の方針や予定を確認し、明日に向けての係分担等を行う。</p> <p>□ 校長はPTA会長等PTA役員に、今後の方針や事案の概要を説明し、全校保護者説明会等について協力を依頼する。</p> <p>□ 校長は、男子バレーボール部保護者会長及び1年〇組PTA会長に事案の概要や今後の方針を説明し、協力を依頼する。</p> <p>□ 教頭はA教諭と共に、体罰の被害者である部員の家庭訪問を行い、説明と謝罪を行う。</p> <p>□ 男子バレーボール部保護者、1年〇組保護者及び全校の保護者に明日説明会があること、開始時間等を連絡し、参加を要請する。</p> <p>□ 校長は県教育委員会とB市教育委員会に事故速報を提出。</p>	<p>□ B市教育委員会は、校長と今後の予定について打合せをし、男子バレーボール部保護者会、1年〇組保護者会及び全校保護者説明会を明日行うように指示するとともに、記者会見（処分前公表）を明日行うことを伝える。</p> <p>□ 県教育委員会は加害者、被害者及び関係者からの聞き取りの内容等の詳細な情報及び明日の全校保護者説明会等の記録の提出をB市教育委員会に求める。</p> <p>□ B市教育委員会は、報道各社に明日記者会見（処分前公表）を行うことをファクシミリで連絡する。</p>

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6月7日（金）	<input type="checkbox"/> 男子バレーボール部の部員に対して説明と謝罪を行う。 <input type="checkbox"/> 1年〇組の生徒に、体罰に関する説明と学級担任を替える可能性があることについての説明を行う。 <input type="checkbox"/> 臨時職員会議に出席。 <input type="checkbox"/> 男子バレーボール部保護者会に出席し、体罰について説明と謝罪を行う。 <input type="checkbox"/> 1年〇組保護者会に出席し、体罰について説明と学級担任が替わることについての謝罪を行う。 <input type="checkbox"/> 全校保護者説明会に出席し、謝罪を行う。	<input type="checkbox"/> 男子バレーボール部の部員に対して、校長から説明と謝罪を行う。併せてA教諭を部活動顧問から外すことを伝える。 <input type="checkbox"/> 1年〇組の生徒に、学級担任をA教諭から替える可能性があることについて説明し、理解を求める。 <input type="checkbox"/> 校長は本日の予定等について、B市教育委員会に確認する。 <input type="checkbox"/> 臨時職員会議を開き、男子バレーボール部保護者会、全校保護者説明会等の内容や分担を確認する。 <input type="checkbox"/> P T A会長等 P T A役員、男子バレーボール部保護者会長及び1年〇組 P T A会長と、本日の予定等について確認する。 <input type="checkbox"/> 男子バレーボール部保護者会を行い、体罰について校長が謝罪する。併せて、A教諭を部活動顧問から外すことを発表する。 <input type="checkbox"/> 1年〇組保護者会を行い、A教諭の体罰について校長が説明と謝罪を行い、今後の県教育委員会の処分等を考慮して、学級担任を副担任のF教諭に変更することを発表する。 <input type="checkbox"/> 全校保護者説明会を行う。男子バレーボール部での体罰について校長が説明と謝罪を行う。併せて、A教諭を部活動顧問と1年〇組の学級担任から外すことも発表する。また、二度と体罰事案を出さないための学校の方針を説明。 <input type="checkbox"/> 校長は、男子バレーボール部保護者会、1年〇組保護者会及び全校保護者説明会の概要について、B市教育長に報告する。	<input type="checkbox"/> B市教育委員会は本日の予定等について校長と確認する。 <input type="checkbox"/> B市教育委員会の担当者が男子バレーボール部保護者会に出席。 <input type="checkbox"/> B市教育委員会の担当者が1年〇組の保護者会に出席。 <input type="checkbox"/> B市教育委員会の担当者が全校保護者説明会に出席。 <input type="checkbox"/> B市教育長は全校保護者説明会等の概要について、校長より報告を受ける。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6月7日（金）	<input type="checkbox"/> 記者会見（処分前公表）には出席せず、学校にて待機。 <input type="checkbox"/> 自分のしてしまったことを落ち着いて振り返るために、来週一杯、年休を取りたいと校長に話す。	<input type="checkbox"/> 記者会見（処分前公表）には出席せず、学校にて待機。 <input type="checkbox"/> 校長は県教育委員会とB市教育委員会に事故速報続報（2報）を提出。併せて全校保護者説明会等の記録を提出。 <input type="checkbox"/> 校長がA教諭に、体罰に関わるこれまでのことについて指導。来週一杯、自宅で自分の行為を振り返ることを確認。反省文を書くように指導。	<input type="checkbox"/> B市教育委員会が記者会見（処分前公表）で、説明と謝罪を行う。 <input type="checkbox"/> 報道各社から県教育委員会に対して、B市で発生した体罰についてコメントを求められ、義務教育課で対応。
6月8日（土）	<input type="checkbox"/> 自宅で新聞を読み、報道内容を知る。	<input type="checkbox"/> 新聞等の報道内容を確認・整理する（校名を実名で報道している新聞社あり）。	<input type="checkbox"/> 新聞等の報道内容を確認・整理する。
6月10日（月）～14日（金）	<input type="checkbox"/> 校長より反省文の内容について指導を受ける。 <input type="checkbox"/> 反省文をもとに顛末書を書く（A4野紙5枚程度）。はじめにパソコンで原稿を書き、校長からの指導を受け、清書は手書きで行う。	<input type="checkbox"/> 校長がA教諭宅を訪問し、反省文の内容について指導。 <input type="checkbox"/> 校長は、反省文をもとに顛末書を書くようにA教諭に伝え、その書き方について指導する。パソコンで書いた原稿を指導し、清書は手書きで行うように指示。 <input type="checkbox"/> 校長は上申書及び校長の指導に関わる資料を作成する。上申書については、パソコンで書いた原稿について、B市教育長からの指導を受け、清書は手書きで行う。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会からB市教育委員会に、A教諭の懲戒処分に関わる内申書・事由書（市教委作成）、上申書（校長作成）、顛末書（A教諭作成）及び校長の指導に関わる資料（校長作成）を6月19日（水）までに提出するように依頼する。 <input type="checkbox"/> B市教育委員会は内申書・事由書を作成する。
6月17日（月）～21日（金）	<input type="checkbox"/> 年休を終え学校勤務。校長に顛末書の清書を6月17日（月）に提出する。 <input type="checkbox"/> 授業を行わず、校内研修等を行う（～処分日）。	<input type="checkbox"/> 校長は、上申書、顛末書及び校長の指導に関わる資料をB市教育委員会に6月17日（月）に提出する。 <input type="checkbox"/> A教諭には授業を行わず、校内研修等を実施させる。	<input type="checkbox"/> B市教育委員会は、C中学校長から提出された上申書等と共に、内申書及び事由書を教育事務所の担当主幹指導主事に提出する。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
6月17日（月）～21日（金）			<input type="checkbox"/> 教育事務所担当主幹指導主事は、義務教育課に上記文書を、6月21日（金）までに提出する。
6月25日（火）	<input type="checkbox"/> 顛末書確認の会に出席し、反省の弁を述べるとともに、顛末書の記述内容を確認され、不明な点、矛盾点等について問われる。	<input type="checkbox"/> 顛末書確認の会に出席し、校長としての監督責任を問われる。	<input type="checkbox"/> 教育事務所にて、学校教育課長、主幹指導主事、指導主事、B市教育長、C中学校長及びA教諭出席のもと、顛末書確認の会を行う。
7月2日（火）～8月1日（木）	<input type="checkbox"/> 校内で研修等を行う。	<input type="checkbox"/> A教諭の研修に関わって、指導と評価を行う。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会は処分委員会を開催し、常習性、悪質性、傷害の程度等の観点から処分内容を検討する。
8月8日（木）	<input type="checkbox"/> 県教育委員会から懲戒処分を受ける。その後2カ月間の停職。	<input type="checkbox"/> 校長は教育事務所にてA教諭とB市教育長と共にA教諭の懲戒処分の辞令交付式に同席。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会の定例教育委員会で、A教諭の懲戒処分が決定（停職2月）。 <input type="checkbox"/> 県教育委員会からB市教育委員会に対し、校長の監督責任について指導上の措置（訓諭）に相当する旨の指導・助言を行う。 <input type="checkbox"/> 県教育委員会が記者会見で報道各社からの質問を受ける。 <input type="checkbox"/> B市教育長は懲戒処分の辞令交付式に同席する。 <input type="checkbox"/> 夕方のテレビのニュース番組でB市立C中学校の教諭が停職処分を受けたことが報道される。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
8月9日（金）～10月8日（火）	<input type="checkbox"/> 停職となり、自宅で研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解（子どもとの向き合い方） ・教科の教材研究 ・教壇に立てないつらさを語る。 	<input type="checkbox"/> 校長、教頭が定期的に家庭を訪問し、指導。 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の行為の振り返り。何がいけなかったのか自省。 ・子どもの見方について問い直させ、子どもの立場に立った指導のあり方を考えさせる。 ・体罰の事例をもとに指導のあり方を考えさせる。 ・学校教育法等の法規の演習。 <input type="checkbox"/> 校長は監督責任についてB市教育長より指導上の措置である訓諭を受ける。	<input type="checkbox"/> 昨日の定例教育委員会で、B市立C中学校の教諭が停職処分を受けたことが朝刊に掲載される。 <input type="checkbox"/> B市教育長が校長に指導上の措置である訓諭を行う。 <input type="checkbox"/> B市教育委員会は県教育委員会に、校長に訓諭を行ったことを文書で連絡する。
10月9日（水）～翌年1月	<input type="checkbox"/> 停職期間が終わり、出勤する。 <input type="checkbox"/> 再発防止研修を受講する（～翌年1月）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動を強くさせなければならぬというあせりがあった。 ・生徒たちを鍛えねばならないという気持ちが強すぎた。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・担任を外れ、授業も行っていないが、研修や学校での授業以外の業務を誠実に行っている。 ・部活動の指導は行っていない。 	<input type="checkbox"/> 定期的に校長・教頭が面談をする。改善してきた点を認め、励ます。	<input type="checkbox"/> 再発防止研修の実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">説 諭</div> <ul style="list-style-type: none"> ・非違行為の内容の振り返り ・法令違反及び懲戒処分の確認 ・非違行為に対する反省 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">服 務 指 導</div> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼回復のためにできること、すべきこと ・上記のための具体的方法 ・今後の教員、そして社会人としてのライフサイクルの見直し、見直し

2-1 事案の概要

被処分者D教諭は、平成 27 年 5 月出会い系サイトで知り合った女性を飲食店に誘い、飲酒させ、ホテルにおいて、女性が抗拒不能の状態にあるのに乗じていかがわしい行為を行った。約 2 ヶ月後、準強姦の容疑で逮捕された。

2-2 該当職員・処分内容

公立中学校（E市立F中学校）D教諭（男性） 免職

2-3 事案の経緯等

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
5 月 17 日 (日)	<input type="checkbox"/> 女性にいかがわしい行為をする。		
7 月 21 日 (火)	<input type="checkbox"/> 準強姦の容疑で逮捕される。	<input type="checkbox"/> 校長は警察より、D教諭が逮捕されたとの連絡を受ける。 <input type="checkbox"/> 校長はE市教育委員会及び県教育委員会へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 校長は学校にいた職員へ説明する。 <input type="checkbox"/> PTA会長が来校し、校長が事案を説明する。 <input type="checkbox"/> 事故速報をE市教育委員会及び県教育事務所へ提出する。	<input type="checkbox"/> 教育事務所学校教育課長がF中学校へ訪問する。
7 月 22 日 (水)		<input type="checkbox"/> 保護者説明会の開催について全家庭に安心・安全メールを配信する。 <input type="checkbox"/> 校長はE市教育委員会にて今後の対応の打合せをする。 <input type="checkbox"/> 校長は臨時職員会で、職員に事案を説明する。 <input type="checkbox"/> 教務会で、保護者説明会の準備、翌朝からの街頭指導、集団下校計画を確認する。 <input type="checkbox"/> PTA役員が来校し、保護者説明会について説明・相談する。	<input type="checkbox"/> E市教育委員会で教育長や教育次長等と今後の対応の打合せをする。 <input type="checkbox"/> E市教育委員会は報道各社に明日記者会見を行うことについてプレスリリースをする。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
7 月 22 日 (水)		<input type="checkbox"/> 当該学級保護者説明会を開催し、校長から事案の説明と謝罪をする。 <input type="checkbox"/> 全校保護者説明会を開催し、E市教育長等の出席のもと事案の概要と謝罪を行う。 <input type="checkbox"/> 職員連絡会を開催し、校長が職員同士協力しながら今回の事案に対して対応していこうと伝える。 <input type="checkbox"/> 明日の下校時刻を変更し、全家庭に安心・安全メールを配信する。	<input type="checkbox"/> E市教育委員会が記者会見（処分前公表）で説明と謝罪を行う。 <input type="checkbox"/> E市教育長が全校保護者説明会に出席する。
7 月 23 日 (木)		<input type="checkbox"/> 朝、生徒の不安を和らげるため、職員による街頭安全指導を実施する。 <input type="checkbox"/> 校長が報道陣へ過度の取材を自粛するようお願いをする。 <input type="checkbox"/> 全校集会を開催し、校長から全校生徒へ事案の説明をする。 <input type="checkbox"/> 校長が該当学級生徒へ事案の説明をする。 <input type="checkbox"/> 校長はテレビ局からの取材を受け、全校集会で全校生徒に伝えた話の概要と生徒の様子について説明する。 <input type="checkbox"/> 警察からD教諭が検察庁へ送致されたとの連絡を受ける。 <input type="checkbox"/> 校長はE市教育委員会及び県教育委員会へ事故速報続報（2報）を提出する。	
7 月 24 日 (金)		<input type="checkbox"/> 朝、職員による街頭安全指導を実施する。 <input type="checkbox"/> 校長が県教育委員会にスクールカウンセラー（以下「SC」とする。）派遣を要請するとともに、昨日の当該学級生徒の様子を報告する。 <input type="checkbox"/> SCが来校し、校長は昨日の当該学校生徒の様子を報告する。 <input type="checkbox"/> E市教育長が来校し、校長は昨日の当該学級生徒の様子を報告する。 <input type="checkbox"/> 校長はSCとの懇談を持ち「心と体の健康調査」の結果を元にSCとの面接の必要がある生徒について確認する。 <input type="checkbox"/> 校長は、E市教育委員会及び県教育委員会へ事故速報続報（3報）を提出する。	<input type="checkbox"/> 県教育委員会は校長へ警察との情報交換を丁寧に行うよう伝える。 <input type="checkbox"/> E市教育長が学校へ訪問する。

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
7 月 27 日 (月)		<input type="checkbox"/> 校長は当該学級生徒の S C による面接を行うよう指示する。 <input type="checkbox"/> 校長は警察に D 教諭との接見をお願いする。 <input type="checkbox"/> 校長は警察署を訪問し、D 教諭の今後の動向について説明を受ける。	
7 月 28 日 (火)		<input type="checkbox"/> 校長は、令状の提示を受けた後、警察は D 教諭が担当していた教室などを家宅捜査し、ノートパソコン他を押収する。 <input type="checkbox"/> 家宅捜査時に教頭の任意事情聴取を行う。 <input type="checkbox"/> 校長は E 市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（4 報）を提出する。	
7 月 29 日 (水) ～ 8 月 6 日 (木)		<input type="checkbox"/> 校長は D 教諭と接見する。 <input type="checkbox"/> 校長は県教育委員会と E 市教育委員会と今後の対応について協議する。 <input type="checkbox"/> 警察が来訪し、校長が任意事情聴取を受ける。 <input type="checkbox"/> 校長は E 市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（5 報）を提出する。	
8 月 7 日 (金) ～ 8 月 19 日 (水)		<input type="checkbox"/> 校長は警察署に連絡し、8 月 12 日に D 教諭との接見を予約する。 <input type="checkbox"/> 校長は、D 教諭との接見を行う。 <input type="checkbox"/> 校長はニュース番組で D 教諭が準強姦罪で起訴されることを知る。 <input type="checkbox"/> 校長は E 市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（6 報）を提出する。	
9 月 29 日 (火)		<input type="checkbox"/> 校長はテレビ局と新聞記者から電話で取材を受ける。 <input type="checkbox"/> 校長は地裁にて公判を傍聴するが、D 教諭は病気のため出廷できず。 <input type="checkbox"/> 校長は E 市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（7 報）を提出する。	

	該当職員（教諭）の動き	学校等の動き	任命権者・服務監督権者（県教育委員会・市教育委員会）の動き
10月16日（金）～10月27日（火）		<input type="checkbox"/> 校長は10月16日と23日にD教諭との接見を行う。 <input type="checkbox"/> 校長は、10月27日に地裁にて公判を傍聴し、冒頭陳述と論告求刑がある。 <input type="checkbox"/> テレビ局と新聞記者から電話で取材を受ける。 <input type="checkbox"/> 校長はE市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（8報）を提出する。	
10月28日（水）～11月19日（木）	<input type="checkbox"/> 保釈される。	<input type="checkbox"/> 校長は臨時の職員連絡会を開き、裁判に関する新聞やテレビでの報道について職員に伝える。 <input type="checkbox"/> 保護者から中学校で盗撮があったのかと問い合わせがある。校長はないと回答する。 <input type="checkbox"/> 校長はD教諭から依頼されたD教諭の荷物を実家へ送る。 <input type="checkbox"/> 校長はD教諭の実家を訪れ「人事通知書」「不利益処分事由説明書」「退職手当支給制限処分書」の交付式を行う。 <input type="checkbox"/> 校長はE市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（9報）を提出する。	<input type="checkbox"/> 11月19日の県教育委員会定例会で懲戒処分が決定する見通しであることを校長に伝える。
11月20日（金）～12月1日（火）		<input type="checkbox"/> 校長は地裁にて公判を傍聴する。懲役4年の判決となる。 <input type="checkbox"/> 校長はE市教育委員会及び県教育委員会へ、事故速報続報（10報）を提出する。	<input type="checkbox"/> E市教育委員会は校長に訓告処分を決定する。

Ⅲ 非違行為がもたらす悪影響

1 組織・業務に対するダメージの例

<児童生徒・保護者への悪影響>

- ・教えてもらっていた教職員が非違行為を行ったことに、心を傷つけられた。
- ・テレビ・新聞等で学校名が報道され、ショックを受けた。
- ・インターネットやソーシャルメディアなどに学校名や誹謗中傷が書き込まれ、非違行為を行った教職員のせいで学校が悪くなったと感じ、前向きな気持ちや意欲がなくなった。
- ・クラス担任や部活動の顧問が交替することについて、不安が高まった。
- ・校内でも非違行為が発生していないか、保護者の間で不安が広まった。

<教職員への悪影響>

- ・非違行為を行った教職員が出勤できなくなり、当該教職員の校務を分担したため、他の教職員の負担が増加した。
- ・非違行為再発防止に係る教職員の負担感が増加した。
- ・教職員全体の士気が低下した。

<学校運営・教育委員会への悪影響>

- ・非違行為案件の調査、全校集会、保護者説明会、報道機関への対応など、本来業務に優先して非違行為案件への対応が必要となった。
- ・県民や保護者からの批判や問い合わせの電話、電子メール、手紙が多数寄せられ、学校と教育委員会は対応に追われた。
- ・学校運営について、住民や保護者の理解と協力が得にくくなり、PTAの活動にも支障を来した。
- ・児童生徒の前向きな気持ちや意欲が失われたことにより、学校内の雰囲気が悪くなり、児童生徒への指導や学校運営がやりにくくなった。
- ・教育委員会、議会、会見の場など、様々な場面での謝罪が必要となった。

<長野県教育への悪影響>

- ・長野県教育全体に対する県民の不信感が高まった。

2 私生活に対するダメージの例

●生活全般

<氏名の公表>

- ・懲戒免職の処分時に氏名が公表され、テレビ・新聞等で報道された。
- ・インターネット上に様々な形で氏名が掲載され続けた。

<家族の離散>

- ・配偶者、子供の信頼を失い、別居や離婚に発展した。
- ・子供は就職の際に遠隔地を選び、自宅に寄り付かなくなった。

<家族の心労>

- ・配偶者、両親はさまざまなことで悩み、体調を崩してしまった。

<自宅の転居>

- ・自宅の映像がテレビで報道された。
- ・自宅に住みづらくなり、転居を余儀なくされた。

<築いた人間関係の崩壊>

- ・兄弟、親戚、友人、知人などと顔を合わせづらくなり、疎遠になった。

<免許状の失効等>

- ・懲戒免職となったため、教育職員免許状が失効となった。
- ・酒気帯び運転により、自動車の運転免許が取り消された。

●経済面

<収入の損失>

- ・懲戒免職となり、収入源である職自体を失い、退職金も支給されなかった。
- ・減給処分を受け、一時的に収入が減少しただけでなく、昇給が遅れるため、長期的にも給与が減少した。

<経済的困窮>

- ・配偶者や親の援助に頼らざるを得なくなった。
- ・ローンが払えなくなったため、自宅や自家用車を手放した。
- ・教育費や仕送りが捻出できなくなり、子供は進学を諦めた。

<再就職が困難>

- ・前職の退職理由がネックになり、再就職できなかった。

<罰金・損害賠償等の支払い>

- ・酒気帯び運転により罰金 30 万円の判決を受けるとともに、物損事故により壊した民家の塀の修理費用 50 万円を賠償した。酒気帯び運転のため、塀の修理費用に保険が適用されず、全額自己負担した。
- ・ストーカー行為の被害者から高額の慰謝料の支払いを請求された。

IV 懲戒処分による給与等への影響

平成 29 年 10 月 1 日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額（試算）

※試算上反映しているのは、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、教職調整額及び退職手当です。免職及び停職の場合には、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当など諸手当の支給の状況に応じ、損失額が更に多くなります。さらに、免職及び停職の場合には、年金支給額にも損失額が生じます。

< 30 歳・教諭の場合 >

平成 29 年 10 月時点で給料表が教育職（二）2-36 である 30 歳教諭の場合

- 戒 告 約 1 3 7 万円
- 減給 1/10 3 月 約 2 0 6 万円（うち減給分約 9 万円）
- 停職 6 月 約 5 0 8 万円（うち停職分約 2 5 0 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 2 億 2 9 9 5 万円（給与等約 2 億 6 5 0 万円、退職手当約 2 3 4 5 万円）が得られたことに・・・

< 45 歳・教諭の場合 >

平成 29 年 10 月時点で給料表が教育職（二）2-102 である 45 歳教諭の場合

- 戒 告 約 2 0 万円
- 減給 1/10 3 月 約 4 2 万円（うち減給分約 1 3 万円）
- 停職 6 月 約 4 0 6 万円（うち停職分約 3 6 5 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 1 億 3 6 0 8 万円（給与等約 1 億 1 2 6 3 万円、退職手当約 2 3 4 5 万円）が得られたことに・・・

< 55 歳・教諭の場合 >

平成 29 年 10 月時点で、給料表が教育職（二）2-144 である 55 歳教諭の場合

- 戒 告 約 1 万円
- 減給 1/10 3 月 約 1 4 万円（うち減給分約 1 3 万円）
- 停職 6 月 約 3 8 9 万円（うち停職分約 3 8 9 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 6 1 4 2 万円（給与等約 3 7 9 7 万円、退職手当約 2 3 4 5 万円）が得られたことに・・・

V 非違行為を防ぐポイント

「I 懲戒処分の事例」（3～15 ページ）について、非違行為を防ぐポイントを記載しました。参考としてください。

【事例1（児童買春）】

A教諭は、インターネットの出会い系サイトで知り合った18歳未満の女性に現金を渡して買春行為をし、児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- インターネットの出会い系サイトを通じて知り合った場合であっても、金銭を渡して性行為を行うことは買春であり、法律で禁じられています。また、出会い系サイトでは利用者が年齢を偽る場合もあるため児童買春につながるおそれが高く、利用すること自体、信用を失う可能性のある行為です。休日など公務外の時間であっても、公務員としての自覚と高い倫理観を持って行動しましょう。
- 出会い系サイトを利用することで何を求めていたのか、自分は何を求めているのか、出会い系サイト以外でその必要を充足できる他の適切な方法は何か、を考えましょう。
- 家庭でのトラブル解消のために家族全員と気持ちを話し合い、楽しい時間を作れるよう共に努力しましょう。家族と話すのが難しければ、親類やカウンセラーなど他の人に相談しましょう。
- 学級経営の悩みについては、他の教員に相談したり、研修会に参加したりしてスキルを向上させるよい機会と捉えましょう。
- 日頃から校長や同僚とコミュニケーションを図り、悩みや仕事を一人で抱え込まないようにしましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施し、児童買春などの性犯罪は極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域住民の方々だけでなく、県民全体の教育に対する信頼を大きく損なうということについて、教職員一人ひとりが理解を深めましょう。
- 教職員の心身の不調等に常に目配りするとともに、悩みを相談しやすい雰囲気醸成し、風通しのよい明るい職場環境づくりに努めましょう。
- 学級経営を担任一人に任せるのではなく、日頃から互いに知恵を出し合ったり、学び合えるような関係性を作りましょう。
- 出会い系サイトを利用していることの意味、危険性について研修・啓発を行いましょう。

【事例2（盗撮）】

B教諭は、スマートフォンのカメラを用いて繰り返し女性のスカートの中を盗撮し、県の迷惑防止条例違反の容疑で逮捕された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 盗撮は明らかに犯罪です。スリル感や満足感を味わうために、ゲーム感覚で行うものではないことを認識しましょう。
- 公務員には一般市民よりも高い倫理感が求められます。休日など公務外の時間であっても、公務員としての自覚を持って行動しましょう。

- 風俗店の利用について、妻はどう思うのか、女性に対する価値観に偏りはないか、自分を見つめ直しましょう。
- 盗撮サイトを利用することで何を得ていたのか、自分は何を求めているのか、盗撮サイト以外でその必要を充足できる他の適切な方法は何か、を考えましょう。
- 日頃から校長や同僚とコミュニケーションを図り、悩みや仕事を一人で抱え込まないようにしましょう。
- 大きな声で挨拶する、話題を増やすなど、日頃から周囲と打ち解けるための前向きな努力をしましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施し、盗撮などの性犯罪は極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域住民の方々だけでなく、県民全体の教育に対する信頼を大きく損なうということについて、教職員一人ひとりが理解を深めましょう。
- 教職員が悩みを相談しやすい雰囲気や醸成し、風通しのよい明るい職場環境づくりに努めましょう。特に孤立しがちな教職員や悩みを抱えていそうな教職員には、声をかける、一緒に作業するなど包み込んでいく動きを集団として取り、積極的にコミュニケーションを図りましょう。
- ネット等で性的刺激を過剰に得ることの危険性について、日頃から理解を深めるための研修や意識統一を行いましょ。

【事例3（盗撮）】

C教諭は、学校内で女子生徒の裸をビデオカメラで撮ったとして児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 誰の目も届かない場所で一人で業務を行ううちに、自分の欲望が抑えられなくなり、倫理観が麻痺することがあるので、そのような環境をつくらないことが重要です。どうしても研究室でなければできない業務以外は、職員室で業務を行うようにしましょう。
- 研究室でなければできない業務がある場合は、同教科の同僚や管理職に話をしておくなど、自分が研究室を使用しているということを校内で明らかにしておきましょう。
- 寒くない時期には、研究室の廊下側の扉を開けて業務を行いましょ。
- 水着保管、ビデオカメラの設置、私物パソコンの持ち込みなど、各行動について、自身のやっていることについての内省をしましょ。
- 水泳部の担当をしている時点で、その動機、水着の女子生徒を見たときの気持ち、考えなどに目を向けましょ。
- 盗撮が頭から離れなくなった時点で、その背景を考え、誰かに打ち明けましょ。
- 嘘をついたり、隠し事をしたり、ごまかす行動が日頃からあると思われるので、なぜそうなっているのか、そこから考え直しましょ。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 同僚の少しの変化にも敏感になり、声を掛け合いましょ。また、声が掛けられない場合には、管理職に相談しましょ。
- あってはならない物がある、なくてはならない物がない等、校内の様子の変化に気付いた時等には、同僚や管理職に相談しましょ。
- 生徒の教員に対する噂や感じ方に敏感になり、生徒の教員に対する悩みを受け止めましょ。

よう。

- 管理職は放課後の校内巡視で、必ず各研究室に入り、その状況を把握しましょう。
- 指示に従わないことの背景には特別な理由があるので、その背景を知る努力をしましょう。
- 日頃からのちょっとした嘘、ごまかし、隠し事があった際には気づき、それを正すなどの対応が不可欠でしょう。

【事例4（わいせつな行為）】

D教諭は、所属校の女子生徒から相談を受けていたが、次第にソーシャルメディアやメールで連絡を取り合うようになった。その後、頻りに校外で会うようになり、県外へドライブに出かけ、一緒に宿泊した。その際、D教諭は当該生徒と性的な関係を持ったため、当該県の青少年健全育成条例違反の容疑で逮捕された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 教職員と生徒という関係において、仮に相手が好意を寄せたとしても、恋愛関係になることは絶対に許されないことです。教職員が独身であっても同じです。周辺に多大な迷惑を掛けるだけでなく、他の生徒や保護者との信頼関係を壊すことになることを認識しましょう。
- 生徒との私的なソーシャルメディア（ライン等）やメールのやり取りはやめましょう。指導上、やむを得ずソーシャルメディアやメールを使用する場合や、1対1での相談が必要な場合には、その内容を他の教職員に伝え、情報の共有を図りましょう。
- 特に内容が深刻な相談などについては、他の教職員と対応方法を協議するなどし、一人で抱え込まないようにしましょう。
- 教え子と個別の特別な関係を持つようとしている時点で自分が危ない、自分に都合のよい思考の誤りがあることに気づきましょう。
- いつまでも若いつもりでいることへの自己洞察をするとともに、他の教職員や他の職種の成人たちと社会的に交流して、年齢相応の価値観や態度を持っていた方がよいでしょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 生徒指導については、個々の教職員に任せ切りにするのではなく、生徒の状況に応じて複数の教職員で情報を共有しながら対応しましょう。
- 頻繁なプレゼントの交換など、生徒と教職員という間柄を越え親しくしていることがないか、互いに注意し、必要に応じて管理職に相談するようにしましょう。
- セクハラ相談窓口を児童生徒・保護者に周知しましょう。
- 当該生徒は、注目され、ケアされたいというニーズが強く、そうした生徒に対して、チームで対応できる体制を作りましょう。
- 教員と生徒の対等で健康な関係性のあり方について研修を行いましょう。

【事例5（ストーカー行為）】

E教諭は、担任する生徒について保護者から相談を受けているうちに、保護者が自分に異性として好意を寄せていると思い込み、保護者が拒んでいるにもかかわらず、交際を求めるメールを再三にわたり送るなどした。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 教職員という立場を常に意識し、生徒や保護者とは決して対等な関係にないということ

を自覚しましょう。

- 保護者との連絡には、職場の電話やパソコンを利用しましょう。やむを得ず私用の携帯電話等を利用する場合でも、通話やメールの内容については、公私の区別をきちんとつけましょう。
- ちょっとした不用意な言動がセクハラなど大きな問題につながってしまうおそれは、誰にでもあります。普段から相手の身になって節度ある言動に心掛けましょう。
- NOといわれたらNOであると知るべきです。研修等により真の同意、境界線について実感しましょう。また、保護者との交際は信用失墜行為につながることを理解しましょう。
- 保護者の相談に応じた場合などは、そのことを他の教員や上司等に伝えて、オープンにしましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施し、ストーカー行為やセクハラが重大な人権侵害に当たる行為であること、軽はずみな言動がストーカー行為やセクハラと受け止められる可能性があることについて、教職員一人ひとりが理解を深められるよう努めましょう。
- 職場でも私用の携帯電話を利用して保護者と連絡をとっている、業務に関係のない私物が多いなど、公私の区別があいまいになっていないか、互いに注意し合いましょう。
- セクハラ相談窓口を児童生徒・保護者に周知しましょう。
- 1対1の指導よりチームで対応できるよう、指導・助言の情報を何人かで共有できる体制を作りましょう。
- 教員自身が保護者との関係性、距離感等を振り返る機会を持てるような研修を実施しましょう。

【事例6（個人情報の紛失等）】

F教諭は、学習教材を作成するため、データをUSBメモリに保存して帰宅する途中、立ち寄ったスーパーマーケットの駐車場で車上荒らしに遭い、USBメモリを盗まれた。USBメモリには、担任している生徒の中間テストの点数等の個人情報が保存されており、数日後インターネットのサイトに生徒の氏名と中間テストの点数が掲載された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 個人情報はできるだけ校外に持ち出さないようにし、やむを得ずに持ち出す場合は、以下の点に注意しましょう。
 - ・必要な手続きを経た上で、持ち出す情報は必要最小限とすること。
 - ・持ち出した情報は、使用后速やかに削除すること。
 - ・万が一のことを考え、情報が保存されている記録媒体を自宅等に持ち帰る際は、常に身に付け寄り道をせずに帰宅する、ファイルを開く際のパスワードを必ず設定するなど、慎重な取扱いに努めること。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 個人情報については、平成18年の県教育委員会通知により、原則として学校外に持ち出すことが禁止されており、校務運営上やむを得ず持ち出す場合は、「可搬記録媒体の持ち出し許可申請台帳」に記入し、校長又は教頭の承認を得た上で必要最小限の情報を持ち出すこととされています。個人情報の流出や悪用による影響と併せ、学校内において周知徹底を図りましょう。

【事例7（暴言等）】

G教諭は、部活動の練習中や試合中にミス等をした複数の生徒に対して暴言を発した。

また、生徒の胸ぐらを掴んで押し、背中が壁に当たるところまで追いやり、生徒の頭を壁にぶつける体罰を行った。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 暴言や体罰は決して許されないことを常に自覚し、冷静な指導を行いましょ。
- 恫喝や命令による指導で試合に勝利しても、生徒の主体性を伸ばすことができず、また生徒が競技や練習を継続していく意欲を失うこともあります。生徒を一人の人間として尊重し、一人ひとりの主体性や技能・体力を高められるよう、指導者としての力量を向上させましょ。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施するとともに、暴言や体罰によらない部活動指導についての研修会へ参加を促すなど、教職員一人ひとりが暴言や体罰に関する正しい認識や対応を身に付けられるよう努めましょ。
- 怒鳴り声が聞こえる等暴言や体罰の可能性が疑われる場合には、周囲の教職員が指導の様子に留意するなど、学校全体で暴言や体罰が発生しにくい環境づくりに努めましょ。

【事例8（体罰）】

H教諭は、自分が担任する生徒の学校での生活態度についての指導中、態度が悪いことに腹を立て、カッとなって生徒の襟首をつかみ、頬を平手で叩いた。その際、生徒は倒れてひざを打ち、打撲を負った。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 常に冷静かつ客観的な視点を持って児童生徒を指導するよう心掛けましょ。カッとなった際には、深呼吸をする、6秒数えるなどして、自分を取り戻してから指導ましょ。
- 体罰に頼った指導は、問題の本質的な部分を教えることにならないだけでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生むおそれがあることを認識ましょ。
- 恫喝や命令による指導を行うのではなく、生徒を一人の人間として尊重し、一人ひとりの判断力を高められるよう、指導者としての力量を向上させましょ。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施し、カッとなった際にも冷静に対応できるようにアンガーマネジメントの能力を高めるなど、教職員一人ひとりが体罰に関する正しい認識や対応を身に付けられるよう努めましょ。また、指導の際に声を荒らげることがある教職員については、日頃から注意し、一声掛けることを心掛けましょ。
- 指導が困難な生徒への指導については、複数の教職員が連携して指導に当たるなど、体罰が発生しにくい校内体制の整備に努めましょ。

【事例9（酒気帯び運転）】

I 教諭は、金曜日の業務終了後、同僚と居酒屋で翌日の午前0時頃まで飲酒し、運転代行を利用して帰宅するため、運転代行業者に電話をした。しかし、電話がつながらず手配できなかったため、居酒屋近くの駐車場に停めてあった自家用車の中で仮眠をした。午前3時頃に目が覚めた際、酔いがさめたと感じ、自家用車を運転して帰宅する途中、物損事故を起こし警察官の取り調べを受けた。その際、酒の臭いがしたため、呼気検査が行われて呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 飲酒後は、正常な判断ができにくくなります。「運転代行を利用するつもり」「ホテルに泊まるつもり」であっても、予約がとれなかったり、これくらいなら大丈夫だろうと考えたりして飲酒運転に至ってしまう事例があります。運転代行やホテルを利用する場合は、飲酒前に予約をしましょう。
- 運転代行を利用する際には、必ず駐車場所までの運転を依頼し、自ら一切運転することのないよう注意しましょう。
- 体内でのアルコールの処理には時間がかかります。翌日、運転の予定がある時は飲酒しない、懇親会等の翌朝は公共交通機関を利用し自動車の運転はしないなど、自覚を持って飲酒運転の防止に努めましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施し、特に自ら認識がない場合でも飲酒運転となってしまう場合があることについて、教職員一人ひとりが理解を深めましょう。
- 飲酒運転については、職場の懇親会や同僚との飲酒の機会に関連し発生しているケースが多くあります。同僚を失わないためにも、飲酒会場に自家用車で来ていないか、帰宅等の手段は確保されているか、実際にその手段等を利用しているか、お互いに確認しましょう。

【事例10（スピード違反）】

J 教諭は、部活動の大会に出場する生徒の引率業務のため、公用で自家用車を運転中、一般道において速度違反取締り中の警察官に停止を求められ、35km/hの速度超過により検挙された。

■どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 大会参加等に際しては、余裕をもった日程を組むとともに、交通渋滞など不測の事態が生じた場合の対応を事前に考えておきましょう。
- 万が一遅れそうになった場合には、まずはその旨を会場に連絡するなど、慌てず冷静になって次善策を考えましょう。
- 冷静さを欠いた状態は、運転時の判断に悪影響を与え、事故や交通法規の違反につながるおそれがあります。「予定に遅れるよりも、事故を起こさないことの方が大切」と考え、冷静さを取り戻してから運転するようにしましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 校内研修を実施し、教職員一人ひとりが交通安全について正しい認識を身に付けられるよう努めましょう。特に、飲酒運転や速度超過の運転は重大事故につながる危険性が高い

ことを認識し、日頃から互いに注意できる環境づくりに努めましょう。

【事例 11（兼職兼業）】

K 教諭は、営利企業等従事許可申請を行うことなく、勤務日以外に水泳のコーチとして従事し、報酬を得ていた。

■ どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 副業が発覚するのは、主に外部からの通報であり、県民の関心も非常に高いことから、職務の公平性や中立性の確保に努めるべきであることを常に意識しましょう。
- 教員公務員として、安易に報酬を受けて事業などに従事しないようにしましょう。
- 兼職兼業をする場合は、必ず管理職に相談するなど、兼職兼業の手続きを適切に行い、外部からいささかの疑念も抱かれることのないようにしましょう。
- P T A 等学校関係団体が実施する補習等についても、必ず営利企業等従事許可申請を行うようにしましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 児童生徒・保護者から誤解を受けまいよう、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て他の業務に従事することはできないことや、従事する業務内容についても全体の奉仕者である公務員の信用を失墜するおそれがあるものは許可されないことを校内研修等において周知しましょう。

【事例 12（パワーハラスメント）】

L 教諭は、新任教諭の指導力を伸ばすため、大声で怒鳴る等の叱責を継続的に行った。また、生徒や他の教諭の前で人格を否定する発言を度々行っていた。

■ どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 指導や助言のつもりが、意図せずに適正なレベルを超えて相手を傷つけてしまう場合があり、その適正なレベルは職員一人ひとり異なることから、相手の性格や能力を見極めよう。常に適切な言動をとるように心掛けましょう。
- 「口が悪いのは愛情の裏返し」「毒舌も個性」という勝手な思い込みや、「この程度でパワー・ハラスメントと思われるわけがない」と過信せず、客観的な視点に立って行動しましょう。
- 部下や指導を受けた職員は、職務等への影響を考慮して、明確な意思表示をせず、我慢しているケースもあり得ることから、「拒否や抗議がない」＝「パワー・ハラスメントはない」と安直に思い込まないようにしましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- 大声で怒鳴る等の行為は、周囲の教職員が不快な思いをし、職場全体の雰囲気悪くさせるとともに、生徒へも悪影響を及ぼすことから、このような場に遭遇したときは、注意する場を変える等、その場の状況に応じた対応をしましょう。
- パワーハラスメントを見聞きした場合、被害を受けた職員が一人で悩みを抱え込むことのないように積極的に声をかけたり、上司や養護教諭に相談したりできる環境づくりに努めましょう。

【事例 13（ソーシャルメディア）】

M教諭は、自分のスマートフォンを使用し、勤務時間中にソーシャルメディア上で生徒の答案を公開するとともに、生徒の保護者を中傷するような不適切な発言を繰り返し、学校の信頼を傷つけた。

■ どう対処すればよかったのか

<本人は・・・>

- 勤務時間中は、職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。勤務時間中の私的な情報発信は職務専念義務違反に当たり、絶対許されないことを常に意識しましょう。
- ソーシャルメディアを利用する際には、公務員としての立場をわきまえ、個人や団体を中傷し、若しくは誹謗する内容の情報を発信したり、職務上知り得た秘密を絶対漏らしてはいけないことを再認識し、投稿する前に、発信の可否も含め熟考してから発信しましょう。
- 匿名での投稿や氏名を明らかにせずに行う発信であっても、過去の投稿等から発信者の特定がなされるおそれがあることに留意しましょう。
- 投稿の一つ一つは断片的な情報であっても、複数の断片的な情報や他の情報と照らし合わせることによって、特定内容の情報として理解されることを認識しましょう。
- 利用するソーシャルメディアの仕組みを必ず事前に理解し、自己又は他人のプライバシーに関する情報を意図せずして公開してしまわないように、ソーシャルメディアの設定を確認しましょう。

<チーム（校長・同僚）は・・・>

- インターネット上での情報発信は、その情報が拡散して不特定多数の者に知れ渡り、半永久的に拡散され続け記録されるおそれもあることから不用意な発言はしないように指導しましょう。
- 平成 29 年 10 月 11 日付け県教育委員会教育次長通知「ソーシャルメディアの私的利用における留意事項について（通知）」を参考にして、校内研修等において周知しましょう。

VI ワークショップのための演習事例

1 演習を始める前に

わいせつな行為、体罰、酒気帯び運転などの非違行為は、その行為を起こした本人の責任であることは言うまでもありません。しかし、ほとんどの場合、その違法性や社会通念上好ましくないことを認識している上で行為に及んでいるという実態があります。

信州教育への信頼回復に向け、非違行為の根絶を図るためには、個人の問題ではなく、教職員全体でこの問題に取り組む必要があります。

実際、非違行為が明るみになった後、周囲の教職員が当該職員の非違行為前の言動を思い起こし、振り返って見ると、「そういえば非違行為前に怪しい言動があった。」と悔やみ残念がる現状があります。このように周囲の教職員が兆候を鋭敏に察知し、本人への声掛けや同僚、校長との相談を通して全教職員で非違行為を防ぐ必要があります。

2 演習事例の活用方法

本事例は、教職員の非違行為の中でも、代表的な「わいせつ」「体罰」の2つを中心に、各所属における研修に活用していただくために、非違行為を未然に防ぐという観点から、作成したものです。

本事例を活用した研修の流れの例は、次のとおりです。

- (1) 問い①～③（④～⑤）に対して、自分の回答を記載しましょう。
- (2) 各自、問い①～③（④～⑤）に対して、自分の回答をもとにロールプレイを行うなどして、適切な行為について考え合いましょう。
- (3) 全員の回答を踏まえ、「どういった行動が問題（非違行為の兆候）なのか。」「私（他の先生）の対応に問題はなかったのか。」所属の意見をまとめましょう。
- (4) (3)のまとめに基づいて、非違行為の兆候を発見した時に、「どういった行動を取ればよいか。」所属でのルールを決めましょう。

【事例1】

私は、35歳男性の高校数学教諭で1年生の担任を持ち、吹奏楽部の主顧問もしている。

A教諭は、同じ研究室の28歳男性の未婚者で、授業や生徒指導においても前向きに行っており、生徒や保護者からの評判も良く、担任を持っていないが、吹奏楽部の副顧問をしている。

ある日の放課後、廊下を歩いていると、ドアが開く音がして研究室から2年生の女子生徒Bが出てくるところであった。

研究室に入ってみると、A教諭だけであり、「授業で解らなかったところについて、質問があったので、教えていた。」とA教諭が話してくれた。

私は、A教諭が女子生徒Bのクラスの教科担任ではないかと思ったが調べはしなかった。

その後も、女子生徒Bは、研究室にいるA教諭のところを訪ねてきて、いろいろな話をしていたが、大抵の場合は他の生徒も一緒だった。

また、部活動の指導を終えて、研究室に戻ると放課後にA教諭と女子生徒Bが2人でいるところを見かけることもあった。A教諭からは、「最近、成績が下がっているようなので、質問に来ている。他にも心配ごとがあるようで相談に乗っている。」と話してくれたが、自分のクラス運営が忙しくなっており、私からは詳しくは聞かなかった。

2ヶ月後、部活の指導で少し遅い時間になってしまったので、急いで学校から帰ろうとしたときに、A教諭が女子生徒Bを自分の車に乗せて帰るところを目撃した。

- ① A教諭のどのような行動が問題（非違行為の兆候）なのか考えてみましょう。

- ② 私の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ③ 私は、今後どのような対応をすればよいのか考えてみましょう。

【事例2】

私は、30歳女性の小学校教諭で、5年生の担任をしているが、小さい学校のため、私も含め女性職員は2人しかいない。

C教諭は46歳の既婚者のベテラン男性で、6年生の担任をしている。運動会などにおいて中心的な存在として活躍しており、校長や教頭の信頼も厚い。

水泳の授業が始まるということで、プールの清掃や、機械室や更衣室の整理を職員で行った。その際、C教諭も更衣室の中に入って作業をしていた。

5・6年の水泳の授業は合同で行うことが多く、その日も児童は更衣室で着替えを行っていた。

授業後、私は女子更衣室に忘れ物がないか確認に行ったところ、清掃の時には見かけなかった箱やビート板などの用具が置かれていたが、授業で使用したものを置いたのだろうと思い、次の授業の準備もあったので、そのままにして更衣室を出た。

ある日の放課後、C教諭が女子更衣室から箱を抱えて出てくるところを見かけた。

私は、「先生どうかしましたか。」と声をかけると、C教諭は、少し声を荒げて「何でもない。授業に使う道具を取りにきただけだ。」と話をし、足早に行ってしまった。

気になったが、特にその時は何もしなかった。

最近になり、複数の女子児童がトイレや更衣室などで盗撮されているという噂が校内に流れている。

そう言えば、放課後、C教諭がパソコンで何やら画像処理をしていたことを思い出した。

- ① C教諭のこういった行動が問題（非違行為の兆候）なのか考えてみましょう。

- ② 私の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ③ 私は、今後こういった対応をすればよいのか考えてみましょう。

【事例3】

私は、高校に勤務する28歳の女性教諭で、女子バレーボール部の副顧問をしている。D教諭は55歳男性の既婚者で、同じバレーボール部の主顧問をしており、部活動の指導に熱心で、各種大会で成果を上げている。

D教諭は、遠征先の宿舎では毎回、全体ミーティング終了後、自分の部屋に部員を一人ずつ呼んで、部員へマッサージを行い、自分にも部員にマッサージをさせている。

私も遠征に同行しており、D教諭が自分の部屋に生徒を呼び込んでいることを知っている。また、私もD教諭の部屋に呼ばれ、部員と同様にマッサージをされたり、飲酒に付き合い合わせられることがある。

私は、少し気になったが、その時は何もしなかった。

部活動終了後のある日、部員から「D教諭はキャプテンのプレーが集中していないと思うと、体育館の研究室で個別に指導し、しばらく戻ってこないことがある。」という話を聞いた。

- ① D教諭のどのような行動が問題（非違行為の兆候）なのか考えてみましょう。

- ② 私の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ③ 私は、今後どのような対応をすればよいのか考えてみましょう。

【事例4】

私は、中学校に勤務する31歳の男性教諭で、バスケットボールの副顧問をしている。主顧問の37歳男性のE教諭は、熱心な指導により、生徒や保護者からの評判が良く、休日の大会や練習試合には、保護者も多く応援に来ている。

私は、大会の帰り際に、ある保護者から「E教諭は、数名の保護者とソーシャルメディア（ライン等）やメールにより試合日程や結果などのやり取りをしている。」という話を聞いた。

1週間後、同僚の教諭が「E教諭は奥さんと別居状態らしい。」と言っていた。

1ヶ月後、保護者会の懇親会があったが、二次会終了後、E教諭はF保護者に自宅まで送ってもらうと言って、二人でタクシーに乗って帰っていった。

2ヶ月後、私はE教諭と飲みに行った際、「出会い系サイトを使った経験が何回かある。お互い合意すれば、デートまで発展することもある。先日も実際に30代女性と会ったが、お酒を一緒に飲むなど、夜、遅くまで遊んで楽しかった。」という発言を聞いた。

3ヶ月後、私は喫茶店でF保護者とE教諭が二人だけで食事をしているところを見かけた。

- ① E教諭のこういった行動が問題（非違行為の兆候）なのか考えてみましょう。

- ② 私の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ③ 私は、今後こういった対応をすればよいのか考えてみましょう。

【事例5】

私は新規採用2年目の29歳女性で中学校2年生の副担任をしている。

1学年6クラス程度の学校で近隣の学校の中では大きい方である。

冬休みが終わり、1週間程度たった頃、3年の授業に向かおうと廊下を歩いていると、3学年主任のG教諭が担任する生徒を廊下で注意していた。

G教諭は、ベテラン職員で校長からの信頼も厚く、周りの職員からも一目置かれる存在であった。

どうやら、冬休みの課題が提出されておらず、早く提出するように注意しているようである。

生徒は、下を向いたまま不服そうな顔で立っており、G教諭が「提出できないなら、授業を受けなくていい。」と強い口調で生徒を注意していたが、私はG教諭なら上手く指導するだろうと思い、授業が始まるため隣の教室に入った。

他の先生もそれぞれ教室に入っていきのが見えたが、注意している様子は見えなかった。

- ① G教諭のこういった行動が問題（非違行為の兆候）なのか考えてみましょう。

- ② 私の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ③ 他の先生の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ④ 私は、今後こういった対応をすればよいのか考えてみましょう。

- ⑤ 他の先生は、今後こういった対応をすればよいのか考えてみましょう。

【事例6】

私は40歳男性の小学校教諭で、5年3組の担任である。

H教諭は、53歳男性で6年1組の担任であり、教員経験も長く、校長から最も信頼されている教諭である。

ある日、授業をしていると、廊下から、「お前がこんなことをして、怒られるのは先生だぞ。言わなくてもわかるだろ。」というH教諭の声が聞こえた。その時、私は、言葉がきつい先生だと一瞬思ったが、特に何もしなかった。

その後、たまたま、廊下を歩いていると6年1組の廊下の前に児童が立っていた。

1ヶ月後、5年3組のテスト中に、「また、お前か。いい加減にしてくれ。」というH教諭の声が、隣の6年1組から聞こえた後、テスト中ではあったが、5年3組の複数の児童から「また怒っているね。」という声があった。

2ヶ月後、廊下で生徒を壁に押し付けてH教諭が顔を真っ赤にしている場面に出くわした。その時、他の先生は見て見ぬ振りをしてそれぞれの教室に入っていった。

- ① H教諭のこういった行動が問題（非違行為の兆候）なのか考えてみましょう。

- ② 私の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ③ 他の先生の対応に問題はないのか考えてみましょう。

- ④ 私は、今後こういった対応をすればよいのか考えてみましょう。

- ⑤ 他の先生は、今後こういった対応をすればよいのか考えてみましょう。

懲戒処分等の指針

平成18年6月13日
長野県教育委員会

(平成18年11月20日一部改正)
(平成23年3月18日一部改正)
(平成25年1月24日一部改正)
(平成25年5月30日一部改正)
(平成26年3月13日一部改正)
(平成29年8月24日一部改正)

はじめに

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反があった場合に、その道義的責任を追及し、公務員関係の規律と秩序を維持することを目的として、その職員の任命権者が課する処分です。

懲戒処分の事由としては、

- 1 地方公務員法若しくは教育公務員特例法又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反をした場合（いわゆる法令違反）
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

があります。

この指針は、職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下、「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分等の目安としての標準的な量定を明らかにすることにより、職員に公務員としての自覚を求めるとともに、もって教育に携わる職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的としています。

第1 基本事項

この指針は、過去における長野県教育委員会の任命にかかる職員の非違行為を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分又は指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の量定を示したものです。

具体的な量定の決定にあたっては、

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか

- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 4 児童生徒、保護者、他の職員又は社会に与える影響はどのようなものであるか
- 5 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものです。

このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得ます。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断します。

過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合、又は服務上の事故報告を怠り若しくは遅延した場合は、量定を加重します。

なお、事務局及び教育機関の事務職員等に係る処分の量定の決定に当たっては、職務内容等により、他の任命権者との権衡についても考慮します。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、長野県教育委員会が人事通知書により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 勤務関係から排除する処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 6月以下の間、給料の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

監督の地位にある者が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1にあたらぬ次のもの

- (1) 訓諭 長野県教育委員会教育長名で文書により行う注意
- (2) 嚴重注意 教育長通知に基づき、所属長名で文書により行う注意
- (3) 口頭注意 教育長通知に基づき、所属長が口頭により行う注意

なお、指導上の措置については、長野県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む。）に属する職員に適用するものであり、小・中学校の県費負担教職員にあつては、その服務監督の地位にある当該市町村（組合を含む。）教育委員会が指導上の措置を講ずることとなります。

第3 標準例

1 児童生徒に対する非違行為関係

項目	行為等の態様	標準量定
わいせつな行為等	(1) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員	免職
	(2) 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	停職、減給又は戒告
	(3) (2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職、停職又は減給
	(4) 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	免職、停職又は減給
	(5) (4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
体罰	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は心身に重篤な傷害を負わせた職員	免職又は停職
	(2) 体罰により児童生徒の心身に傷害を負わせた職員	停職又は減給
	(3) 体罰を常習的に行っていた職員、又は態様が特に悪質な体罰を行った職員	停職、減給又は戒告
	(4) 児童生徒に体罰を行った職員（被害のない体罰で情状酌量が相当と認められる場合を除く）	減給又は戒告
その他の学校事故	(1) 学校管理下において、重大な過失により事故を発生させ、その結果児童生徒を死亡させ、又は心身に重篤な傷害を負わせた職員	停職又は減給
	(2) 学校管理下において、重大な過失により事故を発生させ、その結果児童生徒の心身に傷害を負わせた職員	減給又は戒告

注1 「わいせつな行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為。）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

注2 「わいせつな言辞等の性的な言動」とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等をいう。

注3 「体罰」には、暴言も含む。

2 一般服務關係

項目	行為等の態様	標準量定
欠勤	(1) 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	(2) 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	(3) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退	正当な理由なく勤務の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、欠勤の例による
休暇の虚偽請求	療養休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の請求をした職員	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
職場内秩序びん乱	(1) 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	(2) 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した職員	減給又は戒告
教職員の兼職兼業	教育公務員特例法第17条第1項の規定に違反して、承認を得ることなく教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事した職員	減給又は戒告
違法な職員団体活動	(1) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県（市町村）の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	停職又は減給
秘密漏えい	(1) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	(2) 長野県個人情報保護条例第9条の規定に違反してその業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員	減給又は戒告
個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は戒告
個人情報の盗難、紛失又は流出	過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出した職員	減給又は戒告
政治的行為の制限違反	(1) 地方公務員法第36条第1項又は第2項若しくは教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為をした職員	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員	停職又は減給

項目	行為等の態様	標準量定
	(3) 公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした職員	免職又は停職
官製談合	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員	免職又は停職
施設利用者等に対する暴行・傷害	(1) 施設利用者等に暴行を加えた職員が、傷害するに至らなかったとき	停職又は減給
	(2) 施設利用者等の身体を傷害した職員	免職又は停職
ハラスメント	(1) セクシャルハラスメント	
	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	イ わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	ウ イにおいて、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	エ わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	オ エにおいて、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	(2) パワーハラスメント	
	ア パワーハラスメントを行った職員	減給又は戒告
	イ アにおいて、パワーハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	ウ パワーハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	エ ウにおいて、パワーハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	(3) その他のハラスメント	
	ア その他のハラスメントを行った職員	減給又は戒告
	イ アにおいて、その他のハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
	ウ その他のハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	エ ウにおいて、その他のハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職

項 目	行 為 等 の 態 様	標準量定
公務員倫理違反	(1) 賄賂を收受した職員	免職又は停職
	(2) 利害関係者から供応接待を受けた職員	停職、減給又は戒告
	(3) 利害関係者と共に遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした職員	戒告
内部通報	(1) 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員	停職又は減給
	(2) 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した職員	減給又は戒告
コンピュータの不 適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
法令等違反・不適 正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は児童生徒、保護者及び県民等に重大な損害を与えた職員	停職、減給又は戒告

注 ハラスメントとは、職場におけるハラスメント防止要綱第2条第2項各号に規定するものをいう。

3 公金等取扱い関係

項目	行為等の態様	標準量定
横領	公金又は公有の財産を横領した職員	免職
窃取	公金又は公有の財産を窃取した職員	免職
詐取	人を欺いて公金又は公有の財産を交付させた職員	免職
紛失	公金又は公有の財産を紛失した職員	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公有の財産の盗難に遭った職員	戒告
公有の財産の損壊	故意に職場において公有の財産を損壊した職員	減給又は戒告
出火・爆発	過失により職場において公有の財産の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は戒告
公金又は公有の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公有の財産の不適正な処理をした職員	減給又は戒告

4 公務外非行関係

項目	行為等の態様	標準量定
放火	放火をした職員	免職
殺人	人を殺した職員	免職
暴行・傷害	(1) 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
	(2) 人の身体を傷害した職員	停職又は減給
器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
横領	自己の占有する他人の物を横領した職員	免職又は停職
窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
賭博	(1) 賭博をした職員	減給又は戒告
	(2) 常習として賭博をした職員	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した職員	免職
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
わいせつ行為	(1) 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員	免職、停職又は減給
	(2) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見た職員	免職、停職又は減給
ストーカー行為	(1) ストーカー行為をした職員	停職、減給又は戒告
	(2) (1)において、ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした職員、又はストーカー行為をしたことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる等の悪質なストーカー行為をした職員	免職又は停職

注 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

5 交通事故・交通法規違反関係

行為等の態様	標準量定	指導上の措置
(1) 飲酒運転事故等		
ア 酒酔い運転をした職員	免職	
イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人の身体を傷害した職員	免職	
ウ 酒気帯び運転をした職員	免職又は停職	
エ 飲酒の事情を知りながら同乗した職員	停職	
オ エの場合において飲酒運転をした者に指示又は命令等をした職員	免職	
カ 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員	停職	
(2) 飲酒運転以外の交通事故等		
ア 人を死亡させた職員	停職又は減給	
イ アの場合において無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員	免職	
ウ アの場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職	
エ 人の身体を傷害した場合		
(ア) 過失割合10割かつ全治3月以上	減給	
(イ) 過失割合5割以上10割未満かつ全治3月以上又は過失割合10割かつ全治1月以上3月未満	戒告	
(ウ) 過失割合2割超5割未満かつ全治3月以上、過失割合5割以上10割未満かつ全治1月以上3月未満又は過失割合10割かつ全治15日以上1月未満		訓諭
(エ) 過失割合2割超5割未満かつ全治1月以上3月未満、過失割合5割以上10割未満かつ全治15日以上1月未満又は過失割合5割以上かつ全治15日未満		嚴重注意
(オ) 過失割合2割超5割未満かつ全治1月未満		口頭注意
上記の場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違反又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	停職	
オ 他人の物を損壊した場合		
(ア) 他人のものを損壊した職員（過失割合5割以上に限る。）		口頭注意
(イ) (ア)の場合において事故等の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	減給	
カ 公務中の交通事故等により県に損害賠償（自賠責保険の支払分を除く）を発生させた場合		
(ア) 過失割合5割以上かつ県負担額100万円以上又は過失割合10割かつ県負担額100万円未満（職員に重大な過失又は著しい注意欠如がある場合に限る。）	戒告	
(イ) 過失割合2割超5割未満かつ県負担額100万円以上、過失割合5割以上かつ県負担額30万円以上100万円未満又は過失割合8割以上かつ県負担額15万円以上30万円未満		訓諭

行 為 等 の 態 様		標準量定	指導上の措置
	(ウ) 過失割合 8 割以上かつ県負担額15万円未満		嚴重注意
	(エ) 過失割合 2 割超 5 割未満かつ県負担額30万円以上100万円未満又は過失割合 5 割以上 8 割未満かつ県負担額30万円未満		嚴重注意
	(オ) 過失割合 2 割超 5 割未満かつ県負担額30万円未満		口頭注意
キ 無免許運転、速度超過等の交通法規違反			
	(ア) 無免許運転をした職員	停職又は減給	
	(イ) (ア)の場合において他人の物を損壊する交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	停職	
	(ウ) 時速70 k m以上の速度超過	減給	
	(エ) (ウ)の場合において公務中の場合	停職	
	(オ) 時速50 k m以上70 k m未満の速度超過	戒告	
	(カ) オの場合において公務中の場合	減給	
	(キ) 時速30 k m以上（高速道路にあっては時速40 k m以上）50 k m未満の速度超過		訓諭
	(ク) (キ)の場合において公務中の場合	戒告	
	(ケ) 高速道路における時速30 k m以上40 k m未満の速度超過		嚴重注意
	(コ) (ケ)の場合において公務中の場合		訓諭

留意事項

- 1 次のような事情があると認められる場合は軽減又は加重することがある。
 - (1) 過失割合が少ない場合（概ね50%未満は軽減）
 - (2) 初回で特に情状酌量の余地があると認められる場合は軽減
 - (3) 管理職の地位にある者は加重
 - (4) 過去において違反等の処分を受けたことのある者は加重
 - (5) 条件付期間中の者は加重
 - (6) 刑事処分や公安処分の状況、事故に関し、本人がとった措置及び勤務状況等を勘案し、加重又は軽減
- 2 監督責任者としての行政処分は、日常における職員に対する指導助言等を考慮して決定する。
- 3 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。
- 4 酒酔い運転とは道路交通法第117条の2第1号に定める状態をいう。
- 5 酒気帯び運転とは道路交通法第117条の2の2第1号に定める状態をいう。

6 監督責任関係

項目	行為等の態様	標準量定
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給

第4 内部通報等

1 内部通報した職員の保護

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとします。

2 発覚前に自ら非行を申し出た職員の考慮

非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分等の量定を軽減することができるものとします。